

委員質問・意見等

第 108 回定例会 (6 月 6 日) 受付分

● 武本委員の質問 に対する意見

学術的な違いについての事象は繰り返し掘り下げる事は必要と思う。

3.11 の事実 (例えば避難など) が、報道や東電発表の違いをどの様に捉えるかは、運営委員会で一度話し合ってはどうか。真実を知る事は大切だが、可能かどうかは難しいと思う。

● 東京電力 に対する質問

① 津波堆積物調査の詳細位置のわかる図

調査結果のわかる資料を公表されたい。前回説明ではほとんどわからないので。少なくとも 4/17 に行政に示した 30 ページ程のものを公表されたい。

② 活断層連動評価の根拠に関する質問

東電は、改訂された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針により、F・B 断層と長岡平野西縁断層で基準地震動 S_s を算定したと理解する。この理解でよいか。

このたびの連動評価では、F・B 断層は中越地震の震源だった、すでに応力が解放されたので評価不能とした。

この判断の根拠となる指針等は何かを知りたい。

従前は、電力業者が、恣意的に断層評価を過小評価したことが問題になり、「指針」や「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」が改訂されたと理解する。この理解でよいか。

今回の連動評価は、基準地震動評価では対象とした F・B 断層を除外している。これは、東京電力の恣意的な過小評価に相当すると考える。

安全委員会も保安院も、数々の癒着発覚や福島原発震災の対応で国民の信頼を損なっている。

福島原発震災の加害者である東京電力は、柏崎刈羽原発では F・B 断層を過小評価し、その事実を隠蔽していた。福島では貞観津波の警告を放置、行政当局に曖昧な取り扱いを要請していた。

これらの事実は、数々の不正隠蔽の体質が継続しているのではないか。その体質は福島事故後も変わらないのではないかと、大変心配である。

よって、以下の質問をする。

1. 基準地震動 S_s を 1～4 号で 2 3 0 0 ガル、5～6 号で 1 2 0 9 ガルとした根拠は F・B 断層ではないのか。

2. こうした算定の根拠は改訂された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針ではないのか。

3. 事業者が恣意的に指針や手引きを運用できるのか。

4. 基準地震動策定では F・B 断層を評価し、連動では F－B 断層を無視する根拠（指針や手引き）は何か。

第 108 回定例会後（6 月 8 日）受付分

● 保安院の小林勝・耐震安全審査室長 に対する質問

柏崎刈羽原発の北西海域に連なる断層群の連動について、F・B 断層を対象外するとの見解を報じた新聞記事（5 月 2 9 日・新潟日報）の中に、小林室長の言として「専門家の意見を全て取り入れて厳しめに評価したら、とんでもないことになる。我々の工学的なジャッジが必要だ」とありました。

この発言について、2 つお聞きします。

- ・「とんでもないことになる」とは、具体的にどうなることなのか
- ・「工学的なジャッジ」とは、どのような内容なのか